

平成二十四年四月一日付け広島県報（号外）第二十四号に登載の広島県公営企業決裁規程
第二号（広島県公営企業決裁規程の一部を改正する規程）の一部を次のように訂正する。

企業局企業総務課長

一	ページ		
一	行		
		広島県公営企業決裁規程第二号	誤
		広島県公営企業管理規程第二号	正